

# 東北芸術工科大学保護者会会則

## (名称)

第1条 本会は東北芸術工科大学保護者会と称し、事務所を東北芸術工科大学(以下「大学」という)内に置く。

## (目的)

第2条 本会は、学生の保護者と大学との連携を緊密にするとともに、学生の学業充実、教養向上及び福利厚生に対する援助等を行うことによって、大学の発展に寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学生の福利厚生に関する援助
- (2) 学生の文化・体育活動等に関する援助
- (3) 就職活動に関する援助
- (4) 保護者と大学の連携
- (5) 会員等の互助事業
- (6) 学生厚生施設等の整備積立
- (7) その他本会の目的達成のために必要な事業

## (会員)

第4条 本会は次の者をもって組織する。

- (1) 正会員 本学在学生の保護者
- (2) 特別会員 大学教職員の中から役員会で推薦された者

## (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 委員 若干名(但し、委員の中の1名は常任委員とする)
- (4) 監事 3名
- (5) 学年幹事 各学年1名(但し、上記1号2号4号を兼任するものとする。)

## (役員の選任・任期)

第6条 会長、副会長、及び監事並びに学年幹事は、会員の中から役員会で選出する。

2 委員は会長が指名する。但し、常任委員は大学から推薦のあった大学の事務局の役職者とする。

3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

## (役員の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 委員は、本会の事業を計画し、その執行にあたる。
- (4) 監事は、本会の事業及び会計を監査する。
- (5) 学年幹事は、各学年委員間相互の連絡・調整を図る。

## (顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、役員会の承認により、会長が委嘱し、会長が必要と認めたときは役員会に出席して意見を述べることができる。

## (書記)

第9条 本会に書記2名を置く。

2 書記は、大学職員の中から会長が委嘱し、常任委員の指揮を受けて庶務及び会計の事務を行う。

(会議)

第 10 条 本会の会議は、役員会及び臨時総会とする。

(役員会)

第 11 条 役員会は、役員の改選、事業計画、予算、決算等を審議決定し、会議の議長は会長とする。

2 役員会は役員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、議事は出席議員の過半数をもって決定する。可否同数のときは議長の決するところによる。

3 役員会は次の事項を審議決定する。

(1) 役員の選出

(2) 事業計画

(3) 予算及び決算に関すること

(4) 会則の変更

(5) その他会長が必要と認めたこと

(臨時総会)

第 12 条 第 11 条に規定する臨時総会は、本会運営に関する判断が困難な場合、または突発的重要な事項について広く会員全体の意思確認・決定が求められる場合、会長が招集することができる。ただし役員の 2 分の 1 以上から、または、会員の 10 分の 1 以上から請求があった場合には、会長は速やかに招集しなければならない。

2 臨時総会は次の事項を審議決定する。

(1) 会の存続、解散に関する事項

(2) その他、会の運営に関する重要事項

3 臨時総会は役員会の上位に置かれ、役員会は臨時総会の決定に従う。

(会計)

第 13 条 本会の収入は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会費)

第 14 条 本会の正会員の会費は、年額 10,000 円とする。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(監事)

第 16 条 監事は、毎年 1 回本会の事業及び会計帳簿等の監査を行い、役員会に報告するものとする。

(会員への周知)

第 17 条 会長は、大学広報紙や大学ホームページ等に事業計画並びに予算・決算等状況等について掲載し、会員に周知するものとする。

(その他)

第 18 条 この会則で定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、役員会で別に定める。

附則

この会則は、平成 7 年 4 月 9 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

この会則は、平成 12 年 4 月 2 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

この会則は、平成 15 年 4 月 6 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

この会則は、平成 19 年 4 月 8 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

この会則は、平成 24 年 5 月 21 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。